

ストックオプションの費用計上を義務付ける FASB 新会計基準案

岩谷 賢伸

要 約

1. 2004年3月31日、米国財務会計基準審議会（FASB）が、ストックオプションを含む株式型報酬に関する会計基準の公開草案を公表した。基準案は、公開企業に付与日の公正価値によるストックオプションの費用計上を義務付ける。
2. 基準案では、公正価値の算定方法について、特定の方法を義務付けていないが、FASBは二項モデルに代表される格子モデルの採用を推奨している。
3. 基準案は、投資家の要望に応えること、財務情報の比較可能性を高めること、国際的な会計基準の統合の動きに歩調を合わせることを狙いとする。
4. 現状では、基準案が費用計上反対派によって覆される可能性はそれほど高くない。公正価値による費用計上が義務付けられると、新たな株式型報酬制度の導入も含め、従来のストックオプション制度を見直す会社が増加するだろう。

I. 公開草案の公表

2004年3月31日、米国の財務会計基準を制定する民間機関である財務会計基準審議会（FASB）が、株式型報酬に関する会計基準の公開草案（Share-Based Payment, an amendment of FASB Statements No. 123 and 95）を公表した。

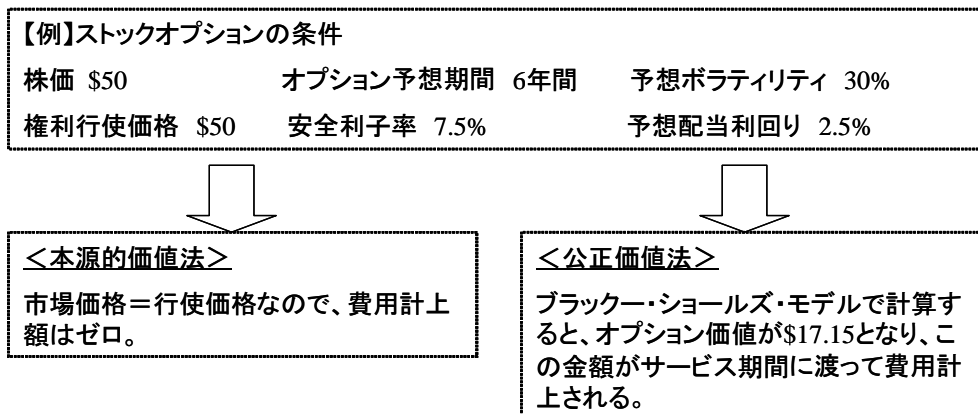
II. 公開草案の背景

米国におけるストックオプションを含む株式型報酬に関する最初の会計基準は、FASBの前身である会計原則審議会（APB）が1972年に定めたAPB意見書25号（Accounting for Stock Issued to Employees）である。APB意見書25号では、ストックオプション

をその本源的価値（intrinsic value：市場価格と行使価格の差額）で評価し、費用計上することになっているため（本源的価値法）、行使価格をストックオプション付与日の時価に設定した場合、ストックオプションの本源的価値がゼロになり、実質的に費用を認識しなくて済んだ。

この会計上の取り扱いを疑問視したFASBは、役職員の労務サービスの提供への対価として付与された株式やオプション等は、損益計算書にオプションの時間的価値も考慮した公正価値（Fair Value）で費用計上すべきであるという考えに基づき、1995年に基準書123号（Accounting for Stock-Based Compensation）を公表した（公正価値法）。だが、この会計基準を強制することに関しては、ハイテク業界を中心とする産業界からの猛反発や議会からの圧力を受けた。結局、FASBは基

図表 本源的価値法と公正価値法



(出所) 野村資本市場研究所

準書 123 号による公正価値法を望ましい会計処理方法として奨励しながらも、基準書 123 号を採用した場合の当期利益及び一株当たり利益 (EPS) を財務諸表の脚注に注記することを条件に、APB 意見書 25 号による本源的価値法の継続使用を容認した。その結果、数年前までほとんどの会社が本源的価値法を採用し、実質的にストックオプションの費用計上を行っていなかった。

しかし、①ストックオプションの付与規模の拡大、②2001 年のエンロン破綻に端を発した企業会計への不信、③国際会計基準審議会 (IASB) の株式型報酬に関する会計基準制定の動き、④自主的に公正価値法に切り換える企業の増加などを受け、会計基準見直しの機運が再び高まった。そしてこの度、FASB より公開草案が公表され、2004 年 6 月末を期限にパブリック・コメントに付された。

Ⅲ. 公開草案のポイント

1. 公正価値法の義務付け

公開草案では、APB 意見書 25 号による本源的価値法の継続使用を認めず、公正価値法に一本化することを定めている。その結果、公開会社はストックオプションを付与日の公正価値で費用計上することを義務付けられる。

費用計上は、ストックオプションの権利確定期間 (vesting period: 権利確定の条件となる労務提供期間) に渡って行われる。権利確定前の退職などにより権利が確定しない場合のストックオプションの費用は、失効数に応じて後日修正が加えられ、最終的には費用認識されない。

未公開会社については、従来、最小価値法の採用が認められていたが、公開草案では最小価値法の使用は認めず、①ストックオプション付与日の公正価値又は②オプションが行使されるまでの決算期ごとの本源的価値のどちらかを費用計上しなければならない¹。

2. 格子モデルの推奨

公正価値法によるストックオプションの費用計上を巡っては、その算定方法が一つの大きな争点となってきた。費用計上反対派は、ストックオプションは、市場で取引されているオプションとは期間の長さや取引の制限等の点で異なるため、現在広く用いられているオプション価格モデルでは価値を正確に算定できないと主張してきた。FASB はそのことは認識した上で、財務諸表の項目の中には様々な推定に基づいて計上されるものが多数あり、ストックオプションの費用についてもその一つとなるにすぎないと考えている。

以上の考えを元に、公開草案では、ストックオプションの公正価値の算定方法に関して、従来通り、オプションの予想残存期間（オプションの付与日から権利行使日までの予想期間）などを考慮に入れて計算するオプション価格モデルを用いて推定することとしている。主なオプション価格モデルには、ブラック・ショールズ・モデルに代表される閉鎖型モデル（Closed-form model）と二項モデル（Binomial model）に代表される格子モデル（Lattice model）があるが、閉鎖型モデルでは、オプションの契約期間中の配当やボラティリティ（価格変動率）等に関して、単一の値を仮定して公式に当てはめて価格を算定するため、通常権利行使期間が長いストックオプションの価格算定に用いるのは適当でないという意見がある。一方、格子モデルでは、オプションの契約期間を細分化して考えることができるため、契約期間中のボラティリティ、安全利子率、配当の変化や、役職員による権利行使のパターンなどを勘案して価格を推定することができ、より柔軟かつ正確な価格算定が可能である。今回、FASB は、会計基準案の中で使用すべき単一のオプション価格モデルを明示することはしなかったが、格子モデルの採用を推奨している。

3. 税務上の超過利益の取り扱い変更

現行の税制では、企業は公正価値でストックオプションを費用計上していなくても、権利行使日の市場価格と権利行使価格の差額に行使株数を乗じた金額を損金算入することができ、その分税務上の超過利益（excess tax benefits）を得られる。この税務上の超過利益を現在は、キャッシュフロー計算書の中で、営業キャッシュフローに分類していたが、公開草案では新たに財務キャッシュフローとして扱うこととしている。

4. 発効日

新たな会計基準案は、採択されれば、公開企業及び公正価値法を採用した未公開企業に対しては、2004年12月15日以降新たに始まる年度に付与、修正、権利行使等されるストックオプションを含む株式型報酬に適用される。それ以外の未公開企業に対しては、2005年12月15日以降新たに始まる年度から適用される。

IV. 公開草案の狙い

FASB が公開草案を公表した狙いは主に以下の3つである。

第一に、財務諸表の利用者である投資家の要望に応えるためである。投資家などからは、以前から、企業がストックオプションのかたちで報酬を渡すことによって費用計上される人件費を圧縮し、利益を多く見せかけているのではないかという指摘があった。FASB は、投資家の投資判断を誤らせる可能性のある本源的価値法による費用計上を廃止し、より実勢に合った財務情報を企業に提出させようと考えたのである。

第二に、財務情報の比較可能性を高めるためである。2002年夏以降、自主的に公正価値法に切り換える企業が相次ぎ、現在までにおよそ500の公開会社が公正価値による費用計上を採用している。その結果、同じ業界に所属する企業の間でも、ストックオプションの会計処理方法が異なることで、財務指標の単純な比較が難しくなっていた。FASB としては、同じ経済的事象が複数の方法で処理するという状況をなるべく避けようと考えたのである。

第三に、国際的な会計基準の統合の動きに歩調を合わせるためである。2004年2月、IASB がストックオプションを含む株式関連報酬に関する会計基準（IFRS2, Share-based Payment）を公布した。IFRS2 は FASB の公

開草案同様、ストックオプションの公正価値での費用計上を定めている²。国際会計基準は、2005年からEUの公開企業への導入が義務付けられている。FASBは国際的な財務諸表の比較可能性も重視し、株式関連報酬に関する会計基準作りについてもIASBと共同作業を進めてきた。

V. 公開草案への反応

10年前と同様に、ハイテク企業は公正価値法の採用に強く反発しており、議会に対するロビー活動を強化している。例えば、公開草案が発表された当日もハイテク企業の経営者約70名がロビー活動のためにワシントンを訪れた。2003年11月には共和党のベーカー議員がFASBの会計基準案を事実上阻止するための法案（Stock Option Accounting Reform Act）を下院に提出している³。

法案は1933年証券法と1934年証券取引所法を改正するものであり、その主な内容は、

- ・ 公開企業には、2004年12月31日以降、報酬金額の上位5名の経営幹部に付与された分に限って、公正価値でのストックオプションの費用計上を義務付ける。
- ・ 年商2,500万ドル未満といったいくつかの条件を満たした公開中小企業には、公正価値でのストックオプションの費用計上を免除する。
- ・ IPO後3年間は公正価値でのストックオプションの費用計上を免除する。
- ・ ストックオプションの公正価値による費用計上義務化が経済に与えるインパクトについて、商務長官と労働長官による合同調査が完了した後でなければ、米国証券委員会（SEC）は会計基準制定機関によるいかなるストックオプションの費用計上に関する会計基準もGAAP（一般に公正妥当と認められる会計原則）として承認してはならない。

となっている。加えて同議員は、4月21日に会計基準の変更がもたらす経済的影響について公聴会を開催する予定である。

だが、10年前と今日では状況が異なり、現状ではFASBの案が覆る可能性はそれほど高くない。

第一に、以上のような一部の議会の動きに対し、上院銀行委員会のシェルビー議長は、FASBの会計基準案を無効にしようという議会の動きは必ず阻止するという声明を発表している⁴。また、議会が会計基準を法制化したり、FASBの独立性を損なったりすることは望ましくないという声が議会でも強い。

第二に、エンロン等の会計不祥事以降、世論はストックオプションを公正価値で費用計上すべきであるという方向に傾いている。マイクロソフトを始めとするハイテク企業の一部は既に自主的に公正価値法を採用しており、ハイテク業界も一枚岩ではない。

第三に、費用計上反対派の論拠として、公正価値による費用計上の義務化は株価に悪影響を及ぼすというものがあったが、これに対しては、ストックオプションの費用は株価に織り込み済みであり、影響は軽微であるという調査結果が民間機関から複数発表されている。例えば、タワーズ・ペリンの調査によれば、自主的にストックオプションを費用計上している335社を対象に公正価値法への切換え発表前後150営業日の株価のパフォーマンスの平均をとったところ、S&P500株価指数及びミッド・キャップ400株価指数の構成銘柄を併せた900社の株価パフォーマンスの平均とほとんど同じだった。

VI. 今後の行方

仮に公正価値によるストックオプションの費用計上を義務付けられるとすれば、従来、費用をあまり考慮に入れずにストックオプションを大量に付与してきた会社は、長期インセンティブ報酬としての株式型報酬制度の在り方を見直さざるを得なくなるであろう。実際に、米国企業の間では、ここ数年、ストックオプションの付与対象者の絞込みや新規付与数の削減に並んで、リストラクテッド・ストックやパフォーマンス・シェアといったストックオプション以外の株式型報酬制度の導入も盛んになってきている⁵。

翻ってわが国において現時点では、ストックオプションに関する包括的な会計基準が存在せず、従って費用計上はそもそもなされていない。だが、わが国でも 1997 年の制度創設以降ストックオプションの利用が広がってきた結果、その会計処理をどうするかについては緊急性の高い検討課題として認識されるようになっている。2002 年 5 月には企業会

計基準委員会の中にストックオプション等専門委員会が設けられ、同年 12 月には「ストックオプションに係る論点の整理」が公表された。現在は公開草案の公表に向けて議論が進められている。費用計上の要否も含め、どのような基準案が提出されるかは現時点では明らかになっていないが、IASB に続いて FASB も公正価値による費用計上を義務付けるとなると、公正価値による費用計上が国際的な潮流となり、わが国の基準案策定にも影響を与えるであろう。

¹ 最小価値法とは、オプション付与後の株価のボラティリティをゼロと仮定した上で、オプションの価値を算定する方法である。

² IFRS2 は未公開会社を含む全ての企業を対象としている。

³ H.R.3574。現在、100 名の議員を支持者に集めている。また、同様の法案が上院にも提出されている (S.1890)。

⁴ Jonathan Weil, “FASB Unveils Expensing Plan On Option Pay”, *The Wall Street Journal*, 4/1/2004

⁵ 詳しくは、岩谷賢伸「米国における株式型報酬制度の行方 —ストックオプションは衰退するののか—」『資本市場クォーターリー』2004 年冬号参照。